

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として評価点が高い者から順に採択案件に決定する。なお、採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

企画提案書に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとし、下記の各評価項目について評価基準による5段階評価等を行い、技術審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。ただし、評価点が30点に満たない場合は不合格とする。

[評価項目]

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業を円滑に実施するために各関係者との連携が期待できること。
- ③ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ④ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 事業達成の内容等が公募要領上の事業の趣旨と合致していること。
- ② 事業の目標・計画等が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 取り組むべき課題が明確であり、事業内容等が課題に対して具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 事業の波及性や成果の普及方法等が明確であること。
- ⑤ 事業に対する評価方法、評価指標等が明確であること。
- ⑥ 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点
やや劣っている = 2点 劣っている = 1点

- 2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） = 1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） = 1.5点
- ・認定段階3 = 2点
- ・プラチナえるぼし認定 = 3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.5点

○くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） = 1点
- ・トライくるみん認定 = 1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。） = 1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） = 1.5点
- ・プラチナくるみん認定 = 3点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定 = 2点

○上記以外 = 0点

諸謝金基準単価について

委託事業の経費の積算に当たっては、スポーツ庁で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となりうる単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

※ 規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

諸謝金基準単価表

区 分	単位	金額（円）	備 考
会議出席謝金	日	14,000円	※実働2時間以上
会議出席謝金	時間	7,000円	※実働2時間未満
講演謝金	時間	11,510円	専門的なテーマで講演するもの
講義謝金	時間	8,050円	ある程度知識がある者に対して講義するもの
作業補助等労務謝金	時間	1,070円	
執筆謝金	枚	2,040円	※1枚400字とし、支払単位は0.5枚とする。100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げ、全体で100字未満の場合は0.5枚とする。
校閲謝金	枚	1,020円	